

金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）

改正案			現行		
別表第三（第二十六条関係）					
帳簿の種類	金融先物取引等注文 伝票	記載事項	一、二（略）	記載上の注意	一、二（略）
				<p>一、六（略）</p> <p>七、ストラテジー取引（全上場商品を対象として、上場商品に係る取引の組み合わせを定型化し、複数の取引を同時に成立させる取引であつて金融先物取引所の定めるもの。）の場合には、その種類名を記載し、当該取引について顧客から特別の指示を受けたとき</p>	
別表第三（第二十六条関係）					
帳簿の種類	金融先物取引等注文 伝票	記載事項	一、二（略）	記載上の注意	一、二（略）
				<p>一、六（略）</p> <p>七、スプレッド取引）同時に異なる期限の売付及び買付をする取引であつて金融先物取引所の定めるもの。）の場合には、その旨を表示するとともに、スプレッド価格（期限が先に到来する方の価格からもう一方の価格を差し引いて得た数値）を、約定価格又は約</p>	

<p>証拠金等元帳</p>	
<p>一、二（略） 三、スパン方式（建玉の種類、取引対象通貨等、期限、数量その他の状況</p>	
<p>一〇六（略）</p>	<p>ハ、注文の有効期間又は約定の条件等について顧客から特別の指示を受けたときは、当該指示事項を記載すること。</p>
<p>証拠金等元帳</p>	
<p>一、二（略） 三、スパン方式（建玉の種類、取引対象通貨等、期限、数量その他の状況</p>	
<p>一〇六（略）</p>	<p>定数値」として記載すること。 また、「売付又は買付の別」は、スプレッド取引により成立する売付又は買付のうち期限が先に到来する方を記載すること。 （新設）</p>

(略)	
	<p>から算出されるリースの額に応じた証拠金額の算出方法であつて金融先物取引所の定めるもの。)を採用する委託者については、一に掲げるもののほか、<u>証拠金必要額</u>、<u>評価損益</u>、<u>オプション価値</u>、<u>計算上の利益の払出額</u></p>
(略)	
	<p>から算出されるリースの額に応じた証拠金額の算出方法であつて金融先物取引所の定めるもの。)を採用する委託者については、一に掲げるもののほか、<u>当初証拠金額</u>、<u>維持証拠金額</u>、<u>評価損益</u>、<u>オプション価値</u>、<u>計算上の利益の払出額</u></p>